



# 島根県報

平成24年4月20日（金）

第2,385号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定（5件）	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定（2件）	（　　　　　）	3
介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	（　　　　　）	3
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（　　　　　）	3
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（　　　　　）	4
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（2件）	（　　　　　）	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（　　　　　）	5
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更	（　　　　　）	5
平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（食料安全推進課）	5
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	6

### 【公 告】

平成24年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬事衛生課）	6
基本測定の終了	（用地対策課）	7

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	8
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	8

**告 示****島根県告示第258号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人かなぎ福祉社会	居宅介護支援	緑ヶ丘居宅介護支援事業所浜田	浜田市浅井町122番地2	平成24年4月1日

**島根県告示第259号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
(有) 齊藤アルケン工業	居宅介護支援	ほほえみライフ 居宅介護支援事業所	浜田市下府町327-119	平成24年4月1日

**島根県告示第260号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団水澄み会	居宅介護支援	ケアプランサービスセンターみずすみ	浜田市三隅町河内451番地1	平成24年4月1日

**島根県告示第261号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ひらた福祉社会	居宅介護支援	社会福祉法人ひらた福祉会居宅介護支援事業所	出雲市平田町2112番地1	平成24年4月1日

## 島根県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ことぶき福祉会	居宅介護支援	笑庵ことぶき居宅介護事業所	出雲市古志町344	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
吉賀町	吉賀町 特別養護老人ホームとびのこ苑	鹿足郡吉賀町柿木村柿木80番地	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム みろく苑	鹿足郡吉賀町六日市582番地1	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	許可年月日
益田市	介護老人保健施設	益田市立介護老人保健施設くにさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があった

ので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
社団法人益田市医師会	益田市立介護老人保健施設くにさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成24年3月31日

#### 島根県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称	施設の名称	事業所の所在地	辞退年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 島根県済生会	島根県済生会高砂病院	江津市江津町1110番地15	平成24年4月1日

#### 島根県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 仁摩福祉会	介護予防短期入 所生活介護	短期入所生活介護事業所しお さい新館	大田市仁摩町仁万843	平成24年4月1日

#### 島根県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 きすき福祉会	介護予防短期入 所生活介護	短期入所施設特別養護老人ホ ームさくら苑	雲南市木次町東日登345番地 1	平成24年4月1日

#### 島根県告示第270号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
漢方松江女性クリニック. m i o	松江東朝日町498 松江センタービル2 F	精神通院医療	平成24年 4 月 1 日
日本調剤 出雲薬局	出雲市灘分町586番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年 4 月 1 日
有限会社 大谷仁成堂薬局高津店	益田市高津八丁目 5 - 3	育成医療 更生医療	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
名 称		所 在 地		
変 更 前	変 更 後			
六日市訪問看護ステーション	吉賀町訪問看護ステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	精神通院医療	平成24年 4 月 1 日

## 島根県告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地			
		変 更 前	変 更 後	
都医院	浜田市治和町口511番地1	浜田市治和町イ110番地2	精神通院医療	平成19年11月 1 日

## 島根県告示第273号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成24年 4 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
平23島根県臨第4号	糸隆福（全和黑原5140）	肉用牛 黒毛和種	2 級

**島根県告示第274号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成24年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 包括外部監査契約の期間の始期

平成24年4月1日

## 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,236千円を上限とする。

## 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

野津孝義 松江市苧町1番地21

## 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

**公****告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成24年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 試験日時

平成24年8月8日（水）午前9時30分から午後0時10分まで

## 2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室（5階）

## 3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 4 試験科目

## (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

## (2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

## 5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書きし、80円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定型郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

## 6 受験願書の受付期間

平成24年5月14日（月）から同年5月25日（金）まで

なお、郵送の場合は、5月25日付けの消印のあるものまでを有効とする。

## 7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

## 8 提出書類

(1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）1通

(2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

## 9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができる。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 10 合格者の発表

平成24年9月14日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

## 11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成24年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年4月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

## 2 作業期間

平成23年5月9日から平成24年3月31日まで

## 3 作業地域

県内全域

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年 4 月20日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

## 1 物品名、規格及び予定数量

灯油 J I S 1 号 586キロリットル

内訳 島根県立中央病院 220キロリットル

島根県立こころの医療センター 366キロリットル

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部施設管理グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

## 3 落札者を決定した日

平成24年 3 月26日

## 4 落札者の氏名及び住所

永瀬石油株式会社 鳥取県米子市尾高町47番地

## 5 落札金額

灯油 1 キロリットル当たり 80,800円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成24年 2 月10日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年 4 月20日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

## 1 入札の内容

## (1) 入札に付する事項

島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

## (4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(4)情報処理機器」かつ大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。ただし、入札者が賃貸借物件等を第三者をして貸付けようとする場合は、入札者は、大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(4)情報処理機器」に登録されていること。第三者については、(1)、(2)、(4)及び(5)の要件を満たす者で、大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されたものであること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 全国都道府県警察において国費通信指令システムと接続する県費通信指令システム一式についての納入実績があり、又は同等の能力を有するシステムの構築実績があること。
- (7) 入札までに実施する実機試験で入札機器として承認された機器により入札が可能である者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話0852-26-0110 内線2235、2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
平成24年4月20日(金)から平成24年5月11日(金)までの間、(1)の場所において交付する(交付時間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)。  
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。
- (3) 入札説明会  
行わない。
- (4) 入札書の提出期限  
平成24年6月8日(金)午後2時(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年6月8日(金)午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階聴聞室  
なお、ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

## 4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書及び所定の提出書類を入札説明書に定める提出期限までに提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender : Lease Contract of the Communication Order Support system

(2) Bid tendering Date : June 8, 2012, 2 : 00PM

(Bids by post must be received by noon on June 8, 2012)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510, Japan

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2235 or 2236)